

1. 法的根拠

【建築基準法】

第51条（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場**その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物**は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、**特定行政庁が都道府県都市計画審議会**（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

【建築基準法施行令】

第130条の2の2（位置の制限を受ける処理施設）

法第51条本文（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

- 一 **廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令**（昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）**第5条第1項のごみ処理施設**（ごみ焼却場を除く。）
- 二 **次に掲げる処理施設**（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「産業廃棄物処理施設」という。）
 - イ **廃棄物処理法施行令第7条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設**

第130条の2の3（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和）

法第51条ただし書の規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、次に定めるものとする。

- 三 **工業地域又は工業専用地域内における産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物に係る新築、増築又は用途変更**
 - 1日当たりの処理能力（増築又は用途変更の場合にあつては、増築又は用途変更後の処理能力）が当該処理施設の種類に応じてそれぞれ次に定める数値以下のもの
 - チ **廃プラスチック類の破碎施設 6t**
 - 又 **廃棄物処理法施行令第2条第二号に掲げる廃棄物**（事業活動に伴って生じたものに限る。）又は**がれき類の破碎施設 100t**

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令】

第2条 (産業廃棄物)

法第2条第4項第一号の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。

- 二 木くず (建設業に係るもの (工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。)、木材又は木製品の製造業 (家具の製造業を含む。)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット (パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。)) に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。)

第5条 (一般廃棄物処理施設)

法第8条第1項の政令で定めるごみ処理施設は、1日当たりの処理能力が5トン以上 (焼却施設にあつては、1時間当たりの処理能力が200キログラム以上又は火格子面積が2平方メートル以上) のごみ処理施設とする。

第7条 (産業廃棄物処理施設)

法第15条第1項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。

- 七 廃プラスチック類の破碎施設であつて、1日当たりの処理能力が5トンを超えるもの
- 八の二 第2条第二号に掲げる廃棄物 (事業活動に伴つて生じたものに限る。)) 又はがれき類の破碎施設であつて、1日当たりの処理能力が5トンを超えるもの

【その他政令で定める処理施設】

○ 産業廃棄物処理施設

建築基準法第51条に規定されている政令で定める処理施設		新規設備設置後の 処理能力
取扱廃棄物・処理の種類	処理能力	
廃プラスチック類の破砕 (新規)	6 t/日を超えるもの	144.0 t/日
木くずの破砕 (新規)	100 t/日を超えるもの	149.5 t/日

○ ごみ処理施設 (一般廃棄物処理施設)

建築基準法第51条に規定されている政令で定める処理施設		新規設備設置後の 処理能力
取扱廃棄物・処理の種類	処理能力	
紙くずの破砕 (新規)	5 t/日以上のもの	132.7 t/日
木くずの破砕 (新規)		149.5 t/日
繊維くずの破砕 (新規)		84.0 t/日
紙くずの減容 (新規)		74.9 t/日×2
木くずの減容 (新規)		
繊維くずの減容 (新規)		

2. 環境影響調査

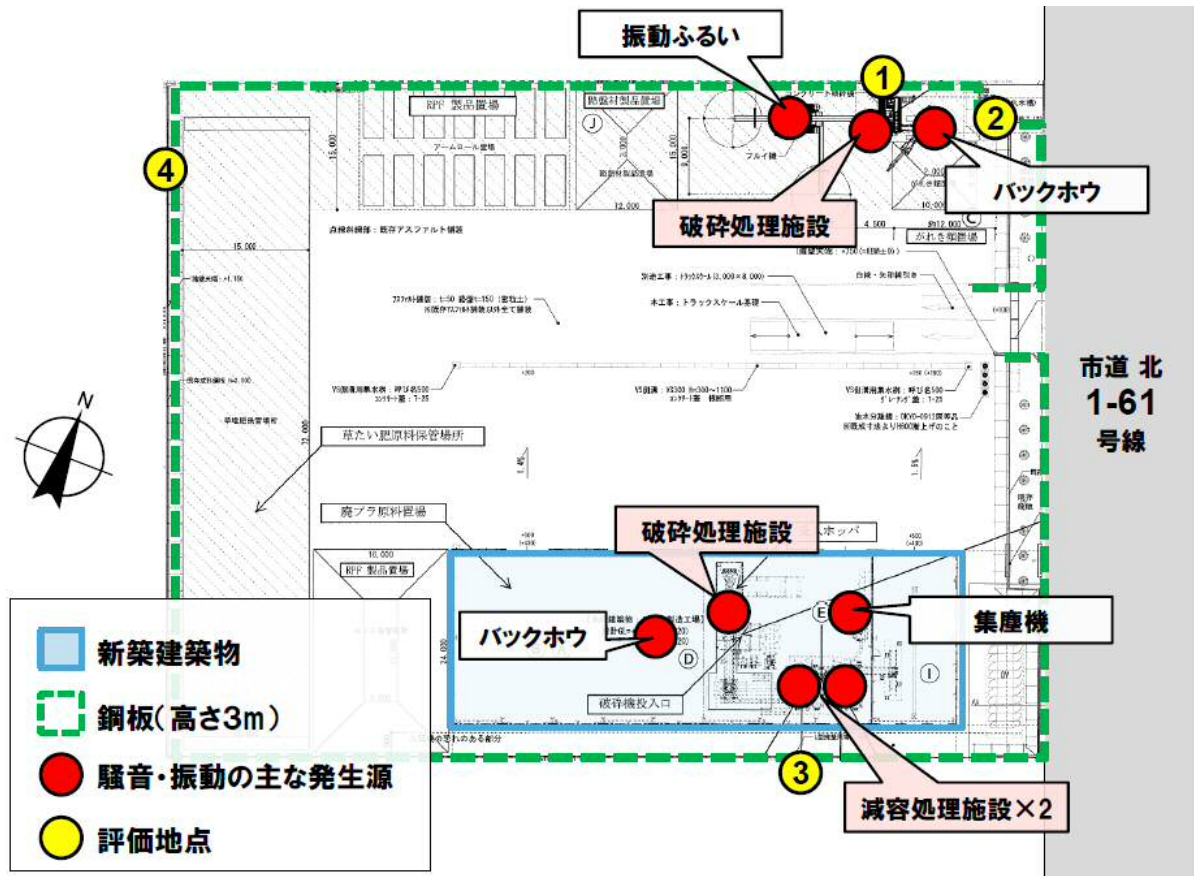


図1 騒音・振動の主な発生源と評価地点

表 1 騒音予測調査結果

予測地点	予測値	目標値	時間区分
評価地点 ① 北側 敷地境界	52	65	朝
	66	70	昼間
	55	65	夕
	53	60	夜間
評価地点 ② 東側 敷地境界	52	65	朝
	61	70	昼間
	52	65	夕
	52	60	夜間
評価地点 ③ 南側 敷地境界	60	65	朝
	64	70	昼間
	63	65	夕
	59	60	夜間
評価地点 ④ 西側 敷地境界	53	65	朝
	55	70	昼間
	54	65	夕
	52	60	夜間

単位:デシベル

朝	6:00～ 8:00	夕	20:00～22:00
昼間	8:00～20:00	夜間	22:00～ 6:00

表 2 振動予測調査結果

予測地点	予測値	目標値	時間区分
評価地点 ① 北側 敷地境界	64	65	昼間
	44	60	夜間
評価地点 ② 東側 敷地境界	63	65	昼間
	43	60	夜間
評価地点 ③ 南側 敷地境界	65	65	昼間
	55	60	夜間
評価地点 ④ 西側 敷地境界	52	65	昼間
	39	60	夜間

単位:デシベル

昼間	8:00～16:00
夜間	16:00～ 8:00